三　尾道支部の変更

(一)　所在地の変更

変更前	広島県尾道市東御所町1番20号
変更後	広島県尾道市新浜一丁目4番47号

(二)　変更年月日　平成二十二年十二月二十日

四　ドバイ事務所テヘラン出張所の変更

(一)　所在地の変更

変更前	No. 237, Northern Iranshahr St., Karimkhan Zand Ave., Tehran, ISLAMIC REPUBLIC OF IRAN
変更後	Golzar Street, Nobonyad, Tehran, ISLAMIC REPUBLIC OF IRAN

(二)　変更年月日　平成二十二年十二月二十日

○国土交通省告示第百五十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、財団法人日本海事協会から証書発給を行う事業所について、変更の届出があったので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十三年二月十日　国土交通大臣　大畠　章宏

財団法人日本海事協会から証書発給を行う事業所について変更の届出があった件

一　ロンドン事務所の変更

(一)　所在地の変更

変更前	12-15 Finsbury Circus, London, EC2M 7EB, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERAN IRELAND
変更後	25 Old Broad Street, London, EC2N 1HQ, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERAN IRELAND

(二)　変更年月日　平成二十二年十一月一日

二　釜山事務所の変更

(一)　所在地の変更

変更前	12, Jung-ang-dong 6-ga, Jung-gu, Busan, REPUBLIC OF KOREA
変更後	13, 5-ga, Jung-ang-dong 6-ga, Jung-gu, Busan, REPUBLIC OF KOREA

(二)　変更年月日　平成二十二年十一月二十日

三　尾道支部の変更

(一)　所在地の変更

変更前	広島県尾道市東御所町1番20号
変更後	広島県尾道市新浜一丁目4番47号

(二)　変更年月日　平成二十二年十二月二十日

○海上保安庁告示第四十八号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年二月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三三度一分一八秒東経一三二度七分四八秒の地点、北緯三三度四分九秒東経一三二度一九分一一秒の地点、北緯三二度五二分三三秒東経一三二度二三分一六秒の地点、北緯三二度四九分四二秒東経一三二度一一分五四秒の地点、北緯三三度一分一八秒東経一三二度七分四八秒を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十三年二月二十二日から平成二十三年三月八日まで

三　水路測量等の実施方法　衛星航行測位装置、マルチビーム音響測深機等による海底地形等の調査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　六管区水路通報第六号（平成二十三年二月十日発行）七管区水路通報第六号（平成二十三年二月十日発行）により通報

○環境省告示第六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の保護に関する指針を変更したので、鳥獣保護区を更新した件（平成二十年十月環境省告示第八十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年二月十日から施行する。

平成二十三年二月十日

環境大臣　松本　龍

五中「管理方針」を「(一)　管理方針」に改め、(一)の次に次のように加える。

(二)　保全事業の目標

当該区域では、指定当時に比べ干潟への土砂の供給が減少するとともに、近年、アオサの広範囲での繁茂及び腐敗、干潮時における海水滞留による水没域の増加、貝殻の堆積等が見られ、餌となる底生生物の生息環境への影響や水鳥の採餌場所の面積が減少することによる水鳥の採餌環境の悪化が進んでいる。

本事業では、水鳥の採餌環境を保全することにより、谷津鳥獣保護区をシギ・チドリ類等の渡り鳥にとって良好な中継地及び越冬地として維持していくことを目標とする。

(三)　保全事業の対象区域

谷津鳥獣保護区の全域

(四)　保全事業の内容

シギ・チドリ類を始めとする多くの渡り鳥等の採餌環境を保全するために、アオサの繁茂及び腐敗による底生生物の生息環境の悪化を抑制し、海水滞留並びにその原因とされるカキ礁及び貝殻の堆積による採餌面積減少への対策を行うとともに、関係機関及び関係団体が連携し、谷津鳥獣保護区の環境保全活動の促進又は意識を向上させるための普及啓発活動を行う。

この事業のうち環境省は、関係地方公共団体等と連携をとりながら谷津鳥獣保護区の環境保全に必要な調査を実施し、アオサ、海水滞留並びにカキ礁及び貝殻の堆積を解決するために必要な対策を行うものとする。

習志野市は、習志野市谷津干潟自然観察センターを拠点として市民と連携し当該区域のモニタリング及び環境保全活動を実施し、湿地の保全に関する普及啓発、環境教育等を推進する。

(五)　環境変化の概要

谷津干潟は流入河川がないことから土砂の供給がなく、東京湾に連結する二本の河川から土砂が流出することにより干潟が減少するとともに、砂質化が進みつつある。

また、近年はアオサの繁茂が著しく、枯死したアオサの腐敗による水質汚濁及び干潟底質の酸素不足が、水鳥類の餌となる底生生物に与える悪影響が懸念されている。

さらに、干潟面の標高が指定当時と比べ低下していること、海水の流入出路における貝殻の堆積、三角干潟内での深い澪（みお）の消失が海水滞留の原因となり、干出面積が減少することによるシギ・チドリ類の採餌環境に悪影響を及ぼすことが懸念されている。

(六)　鳥獣の生息状況の変化

当該区域における鳥類の一日当たりに観察された平均飛来数は、平成二年度は、約三千五百羽（うちシギ・チドリ類約二千二百羽）であったが、平成二十一年度には約九百羽（同約三百羽）と減少している。